

# ○西紋別地区環境衛生施設組合議会会議規則

〔 昭和 50 年 4 月 1 日 〕  
規 則 第 2 号

## 第 1 章 総則

### (参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

### (欠席又は遅刻の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

### (宿所又は連絡所の届出)

第 3 条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

### (議席)

第 4 条 議員の議席は、選出後初の会議において、議長が会議にはかつてこれを定める。

2 選出後あらたに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を 変  
更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標をつける。

### (会期)

第 5 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

### (会期の延長)

第 6 条 会期は、議会の議決で延長することができる。

### (会期中の閉会)

第 7 条 会議に付された事件をすべて議了したときには、会期中でも議会の議決で閉会  
することができる。

### (議会の開閉)

第 8 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

### (会議時間)

第 9 条 会議の時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

### (休会)

第 10 条 日曜日及び休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議決で休会することができる。
- 3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
- 4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 114 条第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第 11 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が開議を宣告する前、又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第 12 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席の催告）

第 13 条 法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議会室に現在する議員、又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をしたものについては、当該届出の宿所又は連絡所とする。）に文書又は口頭をもって行う。

## 第 2 章 議案及び動議

（議案の提出）

第 14 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中に再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第 16 条 動議は、この規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 名以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第 17 条 修正の動議は、その案をそなえ、法第 115 条の 2 の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては、1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議で、前項の承認を求めようとするときは、提出者全部から請求しなければならない。

### 第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、会議において報告した場合は、その通知を省略することができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかり、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第22条 議長は耐必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要であると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて延会することができる。

### 第4章 選挙

(選挙の宣告)

第25条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 26 条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 27 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 25 条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 28 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第 30 条 議長は、投票が終つたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 32 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第 33 条 議長は、投票の有効無効を区分し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(指名推選)

第 34 条 議長は、会議にはかり異議がないときは、第 25 条の選挙につき、法第 118 条第 2 項により指名推選の方法を用いることができる。

## 第 5 章 議事

(議題の宣告)

第 35 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 36 条 議長は、必要あると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(議案等の朗読)

第 37 条 議長は、必要あると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び表決)

第 38 条 議題になった事件については、会議において提出者の説明をきき、議員の質疑に付さなければならない。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

(討論及び表決)

第 39 条 議長は、前条の質疑が終ったときは、討論に付し、その後表決に付さなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 40 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することができる。

(議事の継続)

第 41 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

## 第 6 章 発言

(発言の許可)

第 42 条 発言は、すべて議長の許可を得た後でなければならない。

(発言の要求)

第 43 条 会議において、発言しようとするものは、挙手して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を得なければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認めた者から指名する。

(討論の方法)

第 44 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第 45 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終った後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することはできない。

(発言内容の制限)

第 46 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議事外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

第47条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることはできない。  
ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第48条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ会議にはかつて発言時間を制限することができる。

(議事進行に関する発言)

第49条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係あるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第50条 延会、中止又は休憩のため、発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の省略又は終結)

第51条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議、又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第52条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第53条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通知しなければならない。

(緊急質問等)

第54条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 第1項の質問が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第 55 条 質問については、第 47 条（質疑の回数）及び第 51 条（質疑、討論の省略又は終結）の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第 56 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第 57 条 組合長その他の機関が、質疑及び質問等に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

## 第 7 章 表決

(表決問題の宣告)

第 58 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第 59 条 表決宣告の際、議場にいない議員は表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第 60 条 表決には、条件を付することができない。

(挙手による表決)

第 61 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者に挙手させ、挙手の多少を認定して、可否の結果を宣告する。

2 議長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 62 条 議長が必要あると認めるとき、又は、出席議員 2 人以上から投票の要求があるときは、会議にはかり記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があったときは、いずれの方法によるかを無記名投票により決める。

(記名投票及び無記名投票)

第 63 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 記名投票を行う場合には、前項のほか、議員は、その氏名を投票用紙に記識しなければならない。

(選挙規定の準用)

第 64 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条（議場の出入口閉鎖）、第 28

条（投票用紙の配布及び投票箱の点検、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）、第 32 条（選挙結果の報告）、第 33 条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

（表決の訂正）

第 65 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第 66 条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、問題に対し又は議長の宣告に対して出席議員 1 人以上から異議の申立があるときは、議長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 67 条 同一問題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 2 人以上から異議があるときは議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

## 第 8 章 請願

（請願書の記載事項）

第 68 条 請願書には、邦文を用い請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者氏名）を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第 69 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨 紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは、ほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

（請願書の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等）

第 70 条 議長は、議会の採択した請願で、組合長その他関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第 71 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

## 第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第72条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第73条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

## 第10章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第74条 議長が辞職しようとするときは、副議長に、副議長が辞職しようとするときは、議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第75条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

## 第11章 規律

(品位の尊重)

第76条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第77条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第78条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第79条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(新聞等の閲覧禁止)

第80条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲覧してはならない。

(議長の秩序保持権)

第81条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

## 第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第82条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯のあった日の翌日までに提出しなければならない。ただし、第73条(秘密の保持)第2項の違反にかかるものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第83条 懲罰については、議会は、第38条(議案等の説明、質疑及び表決)第1項の規定にかかわらず決定することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第84条 戒告又は陳謝は、議会の定める戒告又は陳謝文によって行うものとする。

(懲罰の宣告)

第85条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

## 第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第86条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議 散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 会議に付した事件
- (8) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (9) 選挙の経過
- (10) 議事の経過
- (11) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録署名議員)

第87条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議に緒いて指名する。

## 第 14 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第 88 条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議あるときは、会議にはかつて決める。

2 この規則に定めるものを除くほか、組合議会の会議に関し必要な事項はそのつど議長が会議にはかつて決める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。